

第47回 衆議院議員総選挙 町の投票率は 55.54%

第47回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票が12月14日、町内20の投票所で行われ、即日開票の結果、小選挙区では自由民主党の鈴木俊一氏が再選を果たしました。また、比例代表でも自由民主党が他の政党を大きく上回りました。

町選挙管理委員会（下屋敷利美委員長）が、くずまきテレビや屋外告知などで投票を呼び掛け、2カ所の期日前投票所を設置するなど積極的な啓発活動を展開しましたが、町の投票率は55.54%で前回の衆院選を3.36%下回りました。

※町内の期日前投票を行った人は1,109人で、投票者総数(3,360人)の33%に当たります。

■町内の得票数

小選挙区（若手2区）		比例代表	
鈴木 俊一 (自由民主党)	1,845	自由民主党	1,353
		生活の党	721
		民主党	426
畑 浩治 (生活の党)	1,275	日本共産党	196
		公明党	193
		維新の党	163
久保 幸男 (日本共産党)	155	社会民主党	53
		次世代の党	23
		幸福実現党	21

■町内20投票所・投票率ランキング

順位	投票所名	有権者	投票率
1	小田林業研修センター	200	67.50
2	冬部生活改善センター	204	67.16
3	夢見る里ふれあい交流館	161	65.84
4	元木生活改善センター	181	64.64
5	車門ふるさと会館	178	61.80
6	田代コミュニティセンター	253	60.08
7	新町自治会館	716	59.50
8	総合センター	669	58.74
9	田野構造改善センター	185	55.14
10	寺田公民館	155	54.84
11	小屋瀬農村センター	317	54.26
12	土谷川生活改善センター	96	54.17
13	橋場生活改善センター	316	53.80
14	水車の里交流館	127	51.97
15	茶屋場自治会館	762	51.44
16	星野生活改善センター	323	51.08
17	五日市生活改善センター	418	50.48
18	ゆきわりそう	172	48.84
19	江川農村センター	407	47.17
20	馬淵公民館	204	45.59
町全体（在外選挙人含む）		6,050	55.54

※県全体の投票率 56.23

1月から高額療養費の 自己負担限度額が変わります

☎住民会計課 ☎66-2111 内線127

高額療養費の自己負担限度額について、1月診療分から、70歳未満の方の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。

所得のより多い方の負担が増え、所得の少ない方の負担が軽減されるよう制度が改正されました。

■高額療養費とは？

1カ月（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が申請により払い戻される制度です。なお、入院したときの差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象になりません。

《イメージ図》



■平成26年12月までの自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 (600万円超)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般 (600万円以下)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



■1月からの自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～ 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～ 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

納税相談が始まります

お気軽に
お越しください



2月5日(木)から3月16日(月)まで、総合センターで納税相談を行います。時間延長日や休日相談日を設けますので、地区指定日に来られない方はご利用ください。

※納税相談の日程など詳しくは、1月中に配布するチラシをご覧ください。

☎住民会計課 ☎66-2111 内線132～134

■申告が必要な人

1月1日現在、町内に住所があり、平成26年中にパート収入などを含む給与や営業、農業、不動産、譲渡、配当などの所得がある人です。また、所得がない人でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、所得証明書が必要な人などは申告が必要です。

満18歳未満と75歳以上の人（1月1日現在）、平成26年度の住民税が特別徴収（給与天引き）の人には事前に申告書用紙を送付していません。各種所得の判定が必要な人は、申告用紙を持参しなくても申告できますので、直接会場へお越しください。

■申告に必要なもの

■印鑑（認印可） ※所得税の納付があり、口座振替を希望する人は通帳の届出印が必要です。

■申告者名義の通帳または預金口座番号が分かるもの

- 収入が分かるもの
- ①源泉徴収票の原本（給与や公的年金など）や支払調書（報酬など）
 - ②給与明細、個人年金や満期保険金などの明細書、土地・建物・山林・株式などの売買契約書など
 - ③収支内訳書（営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費が分かる帳簿や領収書など）

■所得控除の内容を証明する書類

- ①控除証明書（生命保険料、地震保険料・国民年金保険料）
- ②病院や薬局などの領収書の原本（医療費控除を受ける人。個人ごとにまとめてください。保険や高額療養費などで戻った金額も必要です）
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

■町・県民税申告の主な改正点

■住宅借入金等特別控除の適用限度額の拡充

これまで町・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）とされていましたが、消費税の引き上

げに伴い、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に住宅を取得し入居した場合には、所得税の課税総所得金額などの7%（最高136,500円）に拡充されました。

盛岡税務署からのお知らせ

お問い合わせは盛岡税務署まで ☎019-622-6141

■個人事業者の消費税確定申告について

平成26年4月1日から消費税の税率は8%です。平成26年分の消費税と地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

⑤課税取引に対する適用税率は、平成26年3月31日以前は5%、平成26年4月1日以降は8%ですが、平成26年4月1日以降に行われる取引であっても経過措置により5%が適用される場合があります。⑥帳簿などでは、非課税取引などについても区分する必要があります。

消費税法の改正について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

■相続税の基礎控除額の引き下げについて

1月1日以降、相続または遺贈に関する相続税につい

ては、基礎控除の額が引き下げられ、次のようになります。▷3,000万円+600万円×法定相続人数
⑦亡くなった人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した人は、相続税の申告が必要となります。

■消費税や贈与税などの申告会場は「アイーナ」です

所得税（譲渡所得を含む）や消費税、贈与税の申告が必要な人は、アイーナ会場をご利用ください（盛岡税務署内には、申告書作成会場を設置していません）。

▷期間 2月4日(水)～3月16日(月) ※土・日・祝日は休み。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設。

▷時間 9時～16時 ※周辺に無料駐車場はありません。

▷場所 盛岡駅西口「アイーナ」7階ホール